

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 名取市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和31年9月15日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	名取市	職員数* (H19. 4. 1現在)	20
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本金	186円 (H17)	公営企業債現在高 (百万円)	4,147 (H18)
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	150 (H18)
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.69 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率* (%)	12.8 (H18)
		経常収支比率* (%)	88.8 (H17)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	名取市公営企業経営健全化計画（水道事業）
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	名取市長 佐々木一十郎
既存計画との関係	「名取市集中改革プラン（H17～21）」
公表の方法等	市広報及びホームページにより公表する（議会へは20年2月議会により報告予定）。
基本方針	本市の水道事業は第6次拡張事業（その3）により、平成22年度を目標年度に掲げ、人口増加に対応した安全で安定した水の供給に努めているところですが、このたび経営健全化を推し進めるため、料金収入対策として①新規需要者の確保。②料金滞納整理を推進し、未収金の減少に努めることや③漏水対策により有収率を上げ効率的な配水を目指すことを目標に、今後も努めていくものとします。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

フォローアップ用（H21）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	740	706	333	1,780
	補償金免除額	104	169	63	336
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	490	26	0	516

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道	740,332	706,333	333,151	1,779,816
	合 計 (A)	740,332	706,333	333,151	1,779,816
一 般 再 掲 ※ 上 記 の う ち 再 掲 再 掲					
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		740,332	706,333	333,151	1,779,816

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
一 般 再 掲 ※ 上 記 の う ち 再 掲 再 掲					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道	471,009	22,096	0	493,105
	合 計 (A)	471,009	22,096	0	493,105
一 般 再 掲 ※ 上 記 の う ち 再 掲 再 掲					
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		471,009	22,096	0	493,105

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容																
財務上の特徴	<p>水道事業における収支の均衡度では、平成15年4月から新料金体制に移行し改善されたものの支払利息が大きい負担となっている。</p> <p>繰入金比率は収益的収入ベースでは類似団体平均の2倍程度であるが、資本的収入ベースでは1/3程度であるためトータルでは平均的である。</p> <p>検針業務の委託、浄水場夜間嘱託職員化により生産性は極めて高く、全国平均の2倍以上となっている。また、給水収益に対する職員給与費の割合は全国平均をかなり下回っている。</p>																
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 689 628 741">課題 ①</td> <td data-bbox="628 689 1473 741">料金収入の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 741 1473 904"> <p>節水などで使用水量が減少傾向にあり料金収入が伸び悩むなか、臨空都市等の宅地開発による新規需要者を見込み、企業などには積極的な水道利用や、既大口需要者で独自に井戸水使用の場合は水道利用の働きかけなどにより料金収入の確保に努める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 904 628 956">課題 ②</td> <td data-bbox="628 904 1473 956">未収金の削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 956 1473 1077"> <p>水道料金が私法上の金銭債権との扱いになったため、今まで以上に未収金に対する取扱に留意し、不良債権化しないよう滞納整理を推し進める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1077 628 1240">課題 ③</td> <td data-bbox="628 1077 1473 1240">漏水対策</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1240 1473 1361"> <p>地下漏水により貴重な水が無駄に流れているところを毎年調査し、漏水が判明した場合は速やかに修繕を行い、有収率を高め効率的な配水を目指す。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1361 628 1413">課題 ④</td> <td data-bbox="628 1361 1473 1413"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1413 628 1464">課題 ⑤</td> <td data-bbox="628 1413 1473 1464"></td> </tr> </table>	課題 ①	料金収入の確保	<p>節水などで使用水量が減少傾向にあり料金収入が伸び悩むなか、臨空都市等の宅地開発による新規需要者を見込み、企業などには積極的な水道利用や、既大口需要者で独自に井戸水使用の場合は水道利用の働きかけなどにより料金収入の確保に努める。</p>		課題 ②	未収金の削減	<p>水道料金が私法上の金銭債権との扱いになったため、今まで以上に未収金に対する取扱に留意し、不良債権化しないよう滞納整理を推し進める。</p>		課題 ③	漏水対策	<p>地下漏水により貴重な水が無駄に流れているところを毎年調査し、漏水が判明した場合は速やかに修繕を行い、有収率を高め効率的な配水を目指す。</p>		課題 ④		課題 ⑤	
課題 ①	料金収入の確保																
<p>節水などで使用水量が減少傾向にあり料金収入が伸び悩むなか、臨空都市等の宅地開発による新規需要者を見込み、企業などには積極的な水道利用や、既大口需要者で独自に井戸水使用の場合は水道利用の働きかけなどにより料金収入の確保に努める。</p>																	
課題 ②	未収金の削減																
<p>水道料金が私法上の金銭債権との扱いになったため、今まで以上に未収金に対する取扱に留意し、不良債権化しないよう滞納整理を推し進める。</p>																	
課題 ③	漏水対策																
<p>地下漏水により貴重な水が無駄に流れているところを毎年調査し、漏水が判明した場合は速やかに修繕を行い、有収率を高め効率的な配水を目指す。</p>																	
課題 ④																	
課題 ⑤																	
留意事項	<p>定員管理については、名取市集中改革プランの中で公営企業分は平成19年度に目標達成済みとなっている。</p>																

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (修正)	平成23年度 (計画第5年度) (修正)						
資金不足比率 (再掲) (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
料金回収率* (%)	72.4	91.9	92.9	96.6	100.2	98.0	99.1	101.8	111.7	105.5	101.3	109.5	102.0	110.0	101.9	
総収支比率(法適用) (%)	78.6	101.9	103.8	107.3	107.3	109.6	108.0	109.6	122.0	112.5	109.6	115.5	109.9	117.0	107.8	
経常収支比率(法適用) (%)	78.5	102.0	104.4	107.0	107.6	109.7	108.1	109.7	122.0	112.6	109.6	115.7	109.9	117.1	107.9	
営業収支比率(法適用) (%)	92.6	113.6	114.6	116.0	113.3	116.9	120.3	119.2	118.5	119.7	110.9	120.8	109.4	121.8	108.9	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	-27.6															
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)																
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)																
繰入金比率	収益的収入分 (%)	0.4	5.1	4.9	4.7	6.2	4.5	0.1	0.1	5.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	うち基準内繰入金 (%)	0.3	0.2	0.2	0.1	6.2	0.1	0.1	0.1	5.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	4.9	4.7	4.6	0.0	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち料金収入に計上すべき繰入金等 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち赤字補てん的なもの (%)	0.0	4.9	4.7	4.6	0.0	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	資本的収入分 (%)	4.9	2.7	3.9	3.6	2.0	3.0	0.4	3.0	0.3	6.8	0.9	9.1	10.8	9.1	32.5
	うち基準内繰入金 (%)	4.9	2.7	3.9	3.6	2.0	3.0	0.4	3.0	0.3	6.8	0.9	9.1	10.8	9.1	32.5
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち赤字補てん的なもの (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 資金不足比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100
 - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
 - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100
 - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100
 - (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100
 - ※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

 - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たった考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定については平成15年度に平均32.5%の改定率で総括原価方式により実施しており、今後も臨空都市等の利用者増による水道料金増収を見込み、滞納整理の推進による未収金の削減により収入確保に努める。
2 他会計繰入金の見込み	平成19年度は経営健全化補助として1億円を見込み、平成20年度以降は繰出基準にある消火栓維持管理及び設置費、児童手当に関して計上している。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	企業債の高金利分の借換による支払利息の軽減を見込む。また、漏水対策による効率的な配水で有収率を確保する。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

フォローアップ用(H21)

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>一般会計関係の職員数は、平成15年4月から平成19年4月までの5年間で34名(6.0%)削減している。「名取市集中改革プラン」では、公共施設の管理運営の在り方を見直し、退職者補充率を50%程度に抑制することで、平成17年4月から平成22年4月までの5年間で全職員数624名(公営企業分を含む。)を597名(27名減)に削減することを目指している。なお、水道事業を含む公営企業会計(下水道事業も含む)では36名から2名減により34名とする計画が、平成19年度実績で3名減となり、既に目標は達成されている(増減率:△8.3%)。なお、今後平成23年度までは同数の横ばいで推移する見込みであったが、平成20年度以降の実績は1名減の19名となっている。</p> <p>国の給与構造改革を踏まえ、平成18年4月1日で給料表の見直しを実施している。地域手当についても国の基準に合致させている。なお、特殊勤務手当については、従来より月額支給による手当を日額支給方式に改める等、支給方法の見直し等に取り組んできたが、今後とも一般会計を含めた対象業務の全般的な見直しを行いながら適正化を図っていくこととし、平成23年度までに検討を行う。</p> <p>水道事業において技能労務職員の配置は行っていない。</p> <p>退職時特別昇給については平成17年度に廃止済みである。</p> <p>健康保険組合の事業主負担割合については適正に処理している。また、職員互助会に対する補助金についても平成19年度に見直しを行い、人間ドッグ等給付金支給事業を除く一切の事業に対する経費の支弁を廃止した。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>旅費規程の見直しによる物件費の削減を平成14年度に実施した。また、事務補助員の配置の見直しを行い、賃金の抑制による維持管理費の低減を目指す</p> <p>既に検針業務の委託や高館浄水場における休日夜間の嘱託職員による管理、開閉栓業務の委託について実施済みであるが、今後の取組として指定管理者制度等の可能性について検討課題としていく。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>臨空都市等の新規需要者による水道料金増収を見込み、既大口需要者に対するPRなどにより収入確保に努める。</p> <p>【Ⅱ経営課題①】 【V繰上償還に伴う経営改革促進効果には、各年度における有収水量の増による対前年比増収見込額（累積あり）を計上している】 水道料金滞納整理を推進し未収金の削減を図り、不良債権化防止に努める。なお、年間の滞納整理実施回数は平成18年度から1回増やし年5回実施している。</p> <p>【Ⅱ経営課題②】 【V繰上償還に伴う経営改革促進効果には、平成14年度～18年度の未収金徴収実績(5年間の平均値17,999千円)と比較した各年度徴収見込額の増加額(累積あり)を計上している】</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 予算決算状況に関して市広報により年3回情報公開している。</p> <p>○ 行政評価の導入 公営企業部門を除き、平成19年度内に選択的な事業評価を施行、平成20年度試行、平成21年度PDCAサイクルが確立がされた。現在公営企業部門の導入手法を検討している状況である。</p>
<p>5 その他</p>	<p>漏水対策を推進し、効率的で無駄のない配水に努める。</p> <p>【Ⅱ経営課題③】 【V繰上償還に伴う経営改革促進効果には、漏水対策に基づく各年度の受水費の抑制見込額を計上している】</p>

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	水道事業所の職員定数は25名となっているが、現在19名で運営している。なお、名取市集中改革プランによる公営企業分の職員削減率は既に平成19年度で目標を達成している。 今後は定数的には横ばいとしながらも一般会計部門と同様に人件費の適正化を図っていく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成15年4月1日より現料金体制に変更した。内容は、原価計算期間を平成15～18年度の4年間とする総括原価方式で算定。改定率は32.50%。また、電算化委託、計量事務委託など人件費の削減及び経営効率化を実施済みである。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	平成15年度料金改定から4年間（うち平成18年度は基準内）にわたり基準外の一般会計からの繰出金を受けており、平成19年度までは当該繰出金を見込むものの、平成19年度は基準外は減少している。高料金対策の繰出金は、基準に該当したことで平成20年度は繰出金を受けているが、21年度は基準に該当せず繰出金はなかった。基準外については減少は継続している。
4 その他	経営を圧迫している起債の支払利息を軽減するため、低利の借換債の発行を推進する。 漏水対策を進め、無駄のない効率的な配水が行われるよう図っていき、今後使用料の増に伴いますます増加が見込まれる受水費の抑制（年間およそ800万円程度を目標）に努める。 その他事務補助員の配置の見直しを行い、賃金の抑制による維持管理費の低減を目指す（年間35万円の効果額を見込む）。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

